

西予市国民保護計画

資料編

令和4年7月



西 予 市

【修正履歴】

平成19年 3月 策定

令和 4年 7月 修正

資料編目次

国民保護に関する用語	1
------------	---

【第1編】総論

資料1-1 指定地方公共機関	6
資料1-2 市・県関係機関連絡先	7
資料1-3 県内市町連絡先	8
資料1-4 県内消防機関連絡先	9
資料1-5 県内警察機関連絡先	10
資料1-6 伊方発電所に関する資料	11

【第2編】平素からの備えや予防

資料2-1 市の各部課室における平素の主な業務	12
資料2-2 関係機関との協定一覧	14
資料2-3 医療機関等収容施設一覧	17
資料2-4 大規模集客施設のリスト	18
資料2-5 安否情報報告書	19
資料2-6 被災情報の報告様式	20
資料2-7 市対策本部において集約・整理すべき避難に関する基礎的資料	
① 市の地区	21
② 地区別人口	22
③ 避難経路として想定される道路網のリスト	23
④ 輸送力のリスト	24
⑤ 輸送施設のリスト	25
⑥ 避難施設のリスト	27
⑦ 備蓄物資のリスト	29
資料2-8 市対策本部にて集約・整理すべき救援に関する基礎的資料	
火葬場のリスト	30

【第3編】武力攻撃事態等への対処

資料3-1 市対策本部の予備施設	31
資料3-2 避難実施要領(一例)	32
資料3-3 食品集積場所	42
資料3-4 安否情報照会書	43
資料3-5 安否情報回答書	44
資料3-6 生活関連等施設の安全確保の留意点	45
資料3-7 危険物質等の種類及び市長が命ずることのできる措置のリスト	51

【第4編】伊方発電所における武力攻撃原子力災害への対処

資料4-1 原子力災害の判断基準と通報基準	52
資料4-2 通信系統図	62

西予市国民保護協議会条例	63
西予市国民保護協議会運営要領	65
西予市災害派遣手当等の支給に関する条例	66
西予市国民保護対策本部及び西予市緊急対処事態対策本部条例	67

国民保護に関する用語

(法令名等)

用語	意義
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 【平成 16 年法律第 112 号】
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 【平成 16 年政令第 275 号】
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法ならびに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令【平成 17 年総務省令第 44 号】
ジュネーブ諸条約	戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定められた条約をいう。次の 4 つの条約と 2 つの追加議定書からなる。 ・戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約【第一条約】 ・海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約【第二条約】 ・捕虜の待遇に関する条約【第三条約】 ・戦時における文民の保護に関する条約【第四条約】 ・国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書【第一追加議定書】 ・非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書【第二追加議定書】
特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律 【平成 16 年法律第 114 号】
買い占め等防止法	生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律 【昭和 48 年法律第 48 号】
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準【平成 16 年厚生労働省告示第 343 号】
火災・災害等即報要領	昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防長官通知

(住民関連)

用語	意義
避難住民等	「避難を行った者または避難の途中にある者」および「武力攻撃災害による被災者」をいう。
避難行動要支援者	次のいずれかに該当する者をいう。 ・自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者 ・自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者 ・危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者 ・危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者 例えば、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等が考えられる。
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。 【災害対策基本法第 5 条第 2 項】

(武力攻撃関連)

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。【事態対処法第2条】
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。【事態対処法第2条】
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。【事態対処法第2条】
武力攻撃事態等	武力攻撃事態および武力攻撃予測事態をいう。【事態対処法第1条】
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 【事態対処法第22条】
武力攻撃災害	武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害をいう。 【国民保護法第2条】
緊急処理事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害をいう。 【国民保護法第178条】
ゲリラ	不正規軍の要員であり、施設などの破壊や人員に対する襲撃を行う部隊をいう。
特殊部隊	正規軍の要員であり、破壊工作、要人暗殺、政経中枢への攻撃を行う部隊をいう。
NBC攻撃	核兵器 (nuclear weapons)、生物兵器 (biological weapons) または化学兵器 (chemical weapons) による攻撃をいう。
対処基本方針	政府の定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針 【事態対処法第9条】
治安出動	内閣総理大臣が、一般の警察力では治安を維持することができないと認める場合または都道府県知事からの出動の要請があつてかつ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合に命じる自衛隊の出動 【自衛隊法第78条、第81条】
防衛出動	内閣総理大臣が、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するために必要があると認める場合に命じる自衛隊の出動 【自衛隊法第76条】
国民保護等派遣	防衛大臣が、知事から国民保護法第15条第1項（緊急処理事態における準用を含む）の要請を受けた場合または武力攻撃事態等対策本部長から同条第2項の求めがあつた場合に、国民保護措置のための部隊等の派遣 【自衛隊法第77条の4】
緊急処理事態対処方針	政府の定める緊急処理事態に関する対処方針【事態対処法第9条】

(避難、救援等関連)

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要となる地域をいう。【国民保護法第 52 条】
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。 【国民保護法第 52 条】
関係近接要避難地域	法第 54 条第 1 項に基づき、知事が、要避難地域に近接する地域の住民をも避難させる必要があると認めた場合における当該地域をいう。
要避難地域等	要避難地域および関係近接要避難地域をいう。
受入地域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域をいう。避難先地域を管轄する都道府県知事が決定する。【国民保護法第 58 条】
応急復旧	一時的な補修や修繕のことをいう。（当面の機能を回復させるのみ。） 【国民保護法第 139 条】
武力攻撃災害復旧	武力攻撃により被害を受けた施設または設備の復旧のことをいう。（本格的な工事を行って機能を原状に回復させる。）【国民保護法第 141 条、第 171 条】
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体または指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置（①侵害排除、②国民保護（武力攻撃災害復旧は含まない。））をいう。 【事態対処法第 2 条】
国民保護措置 （国民の保護のための措置）	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体または指定公共機関もしくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 1 号に掲げる措置（武力攻撃災害復旧を含む。）をいう。【国民保護法第 2 条】
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体または指定公共機関もしくは指定地方公共機関が法第 183 条において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法第 25 条第 3 項第 2 号に掲げる措置その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。【国民保護法第 172 条】
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡または負傷した住民の安否に関する情報をいう。【国民保護法第 94 条】
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資および資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資および資材をいう。【国民保護法第 79 条】
物資 （救援の実施に必要な物資）	救援の実施に必要な物資（医療品、食品、寝具、医療用具その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料等）をいう。 【国民保護法第 81 条】
特定物資	救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管または輸送を業とする者が取り扱うものをいう。【国民保護法第 81 条】

(関係機関、施設関連)

用語	意義
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立ならびに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令第 252 号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。【事態対処法第 2 条】 <ul style="list-style-type: none"> 内閣府、宮内庁ならびに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 条）第 49 条第 1 項および第 2 項に規定する機関ならびに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関 内閣府設置法第 37 条および第 54 条ならびに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 1 項ならびに国家行政組織法第 8 条に規定する機関 内閣府設置法第 39 条および第 55 条ならびに宮内庁法第 16 条第 2 項ならびに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関 内閣府設置法第 40 条および第 56 条ならびに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条および第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）ならびに宮内庁法第 17 条第 1 項ならびに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。【事態対処法第 2 条】
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関および電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。【事態対処法第 2 条】
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 1 条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人および地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。【国民保護法第 2 条】
指定公共機関等	指定公共機関および指定地方公共機関をいう。
都道府県知事等	都道府県の知事その他の執行機関をいう。【国民保護法第 11 条】
市町村長等	市町村の長その他の執行機関をいう。【国民保護法第 16 条】
地方公共団体の長等	地方公共団体の長その他の執行機関をいう。【国民保護法第 19 条】
指定行政機関の長等	指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等ならびに指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。【国民保護法第 41 条】
緊急消防援助隊	消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 24 条の 4 第 1 項に規定する緊急消防援助隊をいう。
生活関連等施設	国民保護法第 102 条第 1 項（発電所、危険物貯蔵施設、浄水施設等）に規定する施設をいう。
消防吏員等	消防吏員、警察官または海上保安官をいう。【国民保護法第 98 条】
警察官等	警察官、海上保安官または自衛官をいう。【国民保護法第 63 条】
警察署長等	警察署長、海上保安部長等または出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長をいう。【国民保護法第 64 条】
海上保安部長等	国民保護法施行令第 7 条の管区海上保安本部の事務所の長をいう。【国民保護法第 61 条】

(原子力災害関連)

用語	意義
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあつては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質または放射線による被害をいう。 【国民保護法第 105 条】
応急対策	武力攻撃原子力災害の発生またはその拡大を防止するための応急の対策をいう。【国民保護法第 105 条】
応急対策実施地区	応急対策を実施すべき区域をいう。
事後対策	法第 105 条第 13 項において読み替えて準用する原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）第 27 条第 1 項の事後対策をいう。
原子力防災管理者	原災法第 9 条第 1 項の原子力防災管理者をいう。
事業所外運搬	原災法第 2 条第 2 号に規定する事業所外運搬をいう。
原子力事業者	原災法第 2 条第 3 号に規定する原子力事業者をいう。

【資料1-1】 指定地方公共機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
四国ガス株式会社	総務部	今治市南大門町2-2-4	0898-32-3892	794-8611
伊予鉄道株式会社	庶務部	松山市湊町4-4-1	089-948-3222	790-0012
社団法人愛媛県バス協会	事務局	松山市大手町1-7-4	089-931-4094	790-0067
社団法人愛媛県トラック協会	業務部 業務課	松山市井門町1081-1	089-957-1069	790-8552
石崎汽船株式会社	海務部	松山市高浜町5丁目2259-1	089-951-0128	791-8081
社団法人愛媛県医師会	事務局	松山市三番町4-5-3	089-943-7582	790-8552
社団法人愛媛県歯科医師会	事務局	松山市柳井町2-6-2	089-933-4371	790-0014
社団法人愛媛県薬剤師会	事務局	松山市三番町7-6-9	089-941-4165	790-0003
社団法人愛媛県看護協会	事務局	松山市道後町2-11-14	089-923-1287	790-0843
南海放送株式会社	経営企画室	松山市本町1丁目1-1	089-915-3333	790-8510
株式会社テレビ愛媛	経営管理部	松山市真砂町119	089-943-1111	790-8537
株式会社あいテレビ	総務室	松山市竹原町1-5-25	089-921-2121	790-0053
株式会社愛媛朝日テレビ	経営企画室	松山市和泉北1-14-11	089-946-4600	790-8525
株式会社エフエム愛媛	編成制作部	松山市竹原町1-10-7	089-945-1111	790-8565

※指定公共機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
西日本電信電話株式会社 四国支店	設備部 災害対策室	松山市一番町4丁目3	089-936-3570	790-0001
四国電力送配電株式会社 八幡浜事業所	サービス センター	八幡浜市川通1460-125	0894-22-2268	796-0037
四国電力送配電株式会社 宇和サービスセンター	サービス センター	西予市宇和町卯之町四丁目549	0893-24-1266	797-0015

【資料1-2】市・県関係機関連絡先

(市関係機関連絡先)

機関名	連絡窓口	所在地	上段:電話番号 下段:FAX番号	郵便番号
西予市本庁	危機管理課	西予市宇和町卯之町三丁目434-1	0894-62-6491 0894-62-6514	797-8501
明浜支所	総務課	西予市明浜町高山甲3420	0894-64-1111 0894-64-1550	797-0292
野村支所	総務課	西予市野村町野村12号619	0894-72-1111 0894-72-2323	797-1292
城川支所	総務課	西予市城川町下相945	0894-82-1111 0894-82-0349	797-1792
三瓶支所	総務課	西予市三瓶町朝立1番耕地360-1	0894-33-1111 0894-33-2394	796-0907
西予市消防本部	消防総務課	西予市宇和町卯之町二丁目377	0894-62-0119 0894-62-3780	797-0015
西予市消防署 野村支署		西予市野村町野村12号744	0894-72-0119 0894-72-3512	797-1212
西予市消防署 明浜救急出張所		西予市明浜町高山甲3420	0894-89-4119 0894-64-1136	797-0201
西予市消防署 城川救急出張所		西予市城川町下相1005-2	0894-89-5119 0894-82-1129	797-1717

(県関係機関)

機関名	連絡窓口	所在地	上段:電話番号 下段:FAX番号	郵便番号
愛媛県 県民環境部防災局	防災安全課 防災危機管理室	松山市一番町4丁目4-2	089-941-2111 089-941-0119	790-8570
南予地方局 八幡浜支局	総務県民室	八幡浜市北浜1-3-37	0894-22-4111 0894-24-3700	796-0048
南予地方局 八幡浜支局	福祉室	〃	0894-22-4111 0894-23-2250	〃
南予地方局 八幡浜支局	八幡浜保健所	〃	0894-22-4111 0894-22-0631	〃
南予地方局八幡浜支局 西予土木事務所	用地管理課	西予市宇和町卯之町五丁目175-3	0894-62-1331 0894-62-9277	797-0015

【資料1-3】 県内市町連絡先

機関名	連絡窓口	所在地	上段:電話番号 下段:FAX番号	郵便番号
松山市	危機管理課	松山市二番町4丁目7-2	089-948-6794 089-934-1813	790-8571
今治市	防災危機管理課	今治市別宮町1丁目4-1	0898-36-1558 0898-36-1630	794-8511
宇和島市	危機管理課	宇和島市曙町1	0895-49-7006 0895-24-6094	798-8601
八幡浜市	総務課 危機管理・原子力対策室	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111 0894-24-0610	796-8501
新居浜市	防災安全課	新居浜市一宮町1-5-1	0897-65-1282 0897-33-5180	792-8585
西条市	危機管理課	西条市明屋敷164	0897-56-5151 0897-52-1725	793-8601
大洲市	危機管理課	大洲市大洲690-1	0893-24-1742 0893-24-2122	795-8601
伊予市	危機管理課	伊予市米湊820	089-982-1111 089-983-3681	799-3193
四国中央市	消防本部 安全・危機管理課	四国中央市中曾根町500	0896-28-9119 0896-28-6614	799-0413
東温市	危機管理課	東温市見奈良530-1	089-964-2001 089-964-1609	791-0292
上島町	総務課	越智郡上島町弓削下弓削210	0897-77-2500 0897-77-4011	794-2592
久万高原町	総務課危機管理室	上浮穴郡久万高原町久万212	0892-21-1111 0892-21-2860	791-1201
松前町	総務課	伊予郡松前町大字筒井631	089-985-4103 089-985-4148	791-3192
砥部町	総務課	伊予郡砥部町宮内1392	089-962-6110 089-962-4277	791-2195
内子町	総務課	喜多郡内子町平岡甲168	0893-44-2111 0893-44-4300	795-0392
伊方町	総務課危機管理室	西宇和郡伊方町湊浦1933-1	0894-38-0211 0894-38-1373	796-0301
松野町	防災安全課	北宇和郡松野町大字松丸343	0895-42-1111 0895-42-1102	798-2192
鬼北町	危機管理課	北宇和郡鬼北町大字近永800-1	0895-45-1111 0895-45-1119	798-1395
愛南町	消防本部防災対策課	南宇和郡愛南町蓮乗寺473	0895-72-0131 0895-73-1119	798-4341

【資料1-4】 県内消防機関連絡先

機関名	所在地	上段:電話番号 下段:FAX番号	郵便番号
松山市消防局	松山市本町6-6-1	089-926-9104 089-926-9144	790-0811
今治市消防本部	今治市南宝来町2-1-1	0898-32-6666 0898-32-0119	794-0043
新居浜市消防本部	新居浜市一宮町1-5-1	0897-34-0119 0897-34-1189	792-0025
西条市消防本部	西条市新田183-1	0897-56-0250 0897-55-0180	793-0028
四国中央市消防本部	四国中央市下柏町750	0896-23-8090 0896-23-6614	799-0411
西予市消防本部	西予市宇和町卯之町2-377	0894-62-0119 0894-62-3780	797-0015
東温市消防本部	東温市横河原1376	089-964-5210 089-964-5503	791-0203
上島町消防本部	越智郡上島町弓削下弓削210	0897-77-3166 0897-77-3199	794-2592
久万高原町消防本部	上浮穴郡久万高原町上野尻甲90	0892-21-2411 0892-21-2656	791-1207
愛南町消防本部	南宇和郡愛南町平城3211	0895-72-0119 0895-73-0119	798-4341
八幡浜地区施設事務組合 消防本部	八幡浜市松柏丙796	0894-22-0119 0894-22-5227	796-0010
伊予消防等事務組合 消防本部	伊予市下吾川950-3	089-982-0657 089-983-4311	799-3111
宇和島地区広域事務組合 消防本部	宇和島市丸之内5-1-18	0895-22-7539 0895-24-7662	798-0060
大洲地区広域消防事務組合 消防本部	大洲市大洲1034-4	0893-24-2666 0893-24-3073	795-0012

【資料1-5】 県内警察機関連絡先

機関名	所在地	電話番号	郵便番号
警察本部	松山市南堀端町2-2	089-934-0110	790-8573
警察学校	伊予郡松前町西古泉646	089-984-1405	791-3134
運転免許センター	松山市勝岡町1163-7	089-934-0110	799-2661
四国中央警察署	四国中央市三島中央5-4-20	0896-24-0110	799-0405
新居浜警察署	新居浜市久保田町3-9-8	0897-35-0110	792-0026
西条警察署	西条市新田133-1	0897-56-0110	793-0028
西条西警察署	西条市周布349-1	0898-64-0110	799-1371
今治警察署	今治市旭町1-4-2	0898-34-0110	794-0042
伯方警察署	今治市伯方町木浦甲4639-1	0897-72-0110	794-2305
松山東警察署	松山市勝山町2-13-2	089-943-0110	790-8551
松山西警察署	松山市須賀町5-36	089-952-0110	791-8052
松山南警察署	松山市北土居3-6-17	089-958-0110	791-1104
久万高原警察署	上浮穴郡久万高原町久万542-4	0892-21-0110	791-1201
伊予警察署	伊予市下吾川960	089-982-0110	799-3111
大洲警察署	大洲市東大洲1686-1	0893-25-1111	795-0064
八幡浜警察署	八幡浜市広瀬2-1-5	0894-22-0110	796-8002
西予警察署	西予市宇和町卯之町4-659	0894-62-0110	797-0015
宇和島警察署	宇和島市並松2-1-30	0895-22-0110	798-0074
愛南警察署	南宇和郡愛南町御荘平城2982-2	0895-72-0110	798-4110

【資料1-6】伊方発電所に関する資料

令和4年4月現在

		1号機 (廃止措置中)	2号機 (廃止措置中)	3号機
位 置		西宇和郡伊方町九町		
用 地 面 積		約86万m ² (うち約15万m ² は、海面埋立)		
電 気 出 力		56万6千KW	56万6千KW	89万KW
原 子 炉	型 式	加圧水型軽水炉 (2ループ式)		加圧水型軽水炉 (3ループ式)
	熱 出 力	約165万KW	約165万KW	約266万KW
設 計 熱 効 率 (発 電)		約34%		
燃 料	種 類	低濃縮二酸化ウラン		低濃縮二酸化ウラン ウラン・プルトニウム混合酸化物
	全ウラン装荷量	約49t	約49t	約74t
	燃 料 集 合 体	121体	121体	157体
復 水 器 冷 却 水	方 式	深層取水・水中放流方式		
	冷 却 海 水 量	約38m ³ /秒	約38m ³ /秒	約65m ³ /秒
淡 水 取 水 方 式		海水淡水化装置		
建 設 経 緯	原子炉設置許可	昭和47年11月29日	昭和52年3月30日	昭和61年5月26日
	着 工	昭和48年6月15日	昭和53年2月21日	昭和61年11月1日
	初 臨 界	昭和52年1月29日	昭和56年7月31日	平成6年2月23日
	営 業 運 転 開 始 (運転終了)	昭和52年9月30日 (平成28年5月23日)	昭和57年3月19日 (平成30年5月23日)	平成6年12月15日

【資料 2 - 1】 市の各部課室における平素の主な業務（1 / 2）

部課室名 () は支所		所掌事務又は業務
総務部	危機管理課 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民保護計画に関すること ● 国民保護協議会の運営に関すること ● 国民保護に係る訓練、研修の総括に関すること ● 国民保護に係る広報、啓発の総括に関すること ● 避難施設の指定に関すること ● 特殊標章に関すること ● 安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関すること ● 警報の通知及び緊急通報の発令に関すること ● 防災行政無線の機能確保に関すること
	総務課 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ● 不服申し立て、争訟等の処理の総括に関すること ● 災害応急対策職員の動員、派遣等人的措置に関すること ● 近隣市町への応援要請、受入調整に関すること
	税務課 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害に伴う市税の減免措置に関すること ● 家屋被害の調査に関すること ● 罹災証明の発行に関すること
	財政課 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ● 市庁舎施設の保全及び応急、復旧対策に関すること ● 財政措置に関すること ● 災害対策用資材、物資等の購入、借り受けに関すること ● 救援物資の調達配分計画及び仕分けに関すること ● 市有車両の管理、運用に関すること
政策企画部	政策推進課 情報推進室 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ● 通信、情報機器の設置、運用、復旧に関すること ● 報道機関に対する情報の提供、その他連絡に関すること ● 災害情報、生活関連情報、救援措置情報等の広報及び問い合わせへの対応に関すること
建設部	建設課 (産業建設課)	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策用資機材の確保に関すること ● 建設業者の確保及び応急復旧作業の依頼に関すること ● 障害物除去、交通規制等応急交通対策に関すること ● 道路、河川、港湾施設等の状況把握及び応急・復旧対策に関すること ● 公営住宅の被害状況調査及び応急・復旧対策、一時入居に関すること ● 応急仮設住宅の建築に関すること ● 被災建築物の緊急解体等の支援に関すること ● 避難路の選定、確保に関すること
	上下水道課 (産業建設課)	<ul style="list-style-type: none"> ● 上下水道施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること ● 水道の衛生保持に関すること ● 飲料水の確保及び配給に関すること
産業部	経済振興課 (産業建設課)	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光施設の被害状況調査、応急・復旧対策に関すること ● 商工業施設の被害状況調査及び応急金融に関すること
	農業水産課 林業課 (産業建設課)	<ul style="list-style-type: none"> ● 港湾施設等の状況把握及び応急・復旧対策に関すること ● 航路緊急輸送機能の確保に関すること ● 農林水産業者の災害金融に関すること ● 応急食料（農産物・水産物）の確保・調達に関すること ● 共同利用施設、畜産施設、農業施設、水産施設、林道等の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること ● 家畜の防疫に関すること ● 海上輸送に係る漁船調達の要請に関すること

【資料 2 - 1】 市の各部課室における平素の主な業務（2 / 2）

部課室名 () は支所		所掌事務又は業務
生活福祉部	市民課 (生活福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災による身元不明の死者の収容並びに埋火葬に関する事 ● 被災者の安否の問い合わせに関する事
	環境衛生課 (生活福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ、し尿及び廃棄物の応急対策に関する事 ● 仮設トイレの確保に関する事 ● 感染症予防に関する事 ● 食品衛生確保に関する事 ● 防疫、公衆衛生に関する事 ● 毒物、劇物による災害情報の収集、伝達及び応急措置に関する事 ● 瓦礫、残骸物の仮置き用空き地の調査及び確保に関する事
	健康づくり推進課 福祉課 子育て支援課 長寿介護課 (生活福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民保護措置の救援に関する事 ● 被災者に対する保健指導、栄養指導に関する事 ● 被災者の精神保健対策に関する事 ● 被災妊婦、新生児の保健医療に関する事 ● 救護所の開設及び運営に関する事 ● 災害援護資金、義援金に関する事 ● 災害弔慰金、災害障害見舞金等に関する事 ● 福祉避難所開設及び運営に関する事 ● 民生委員、児童委員、社会福祉協議会等との連絡及び調整に関する事 ● 高齢者、障害者、児童等の援護に関する事 ● 応急仮設住宅用地等の確保に関する事
病院	西予市民病院 野村病院	<ul style="list-style-type: none"> ● 病院施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関する事 ● 医師会等との連絡及び協力要請に関する事 ● 医療班の編成、救護所の開設に関する事 ● 医療、助産等に関する事 ● 救急医療対策に関する事 ● 救護用医薬品、衛生材料の確保対策に関する事 ● 重症患者に対する搬送に関する事
教育部	学校教育課 (教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童、生徒の避難、救護に関する事 ● 休校その他学校管理に関する事 ● 被災学校及び児童、生徒の教育対策に関する事 ● 応急食料の配給に関する事 ● 非常炊き出しに関する事
	教育総務課 (教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設及び設備の被害状況調査及び応急・復旧対策に関する事 ● 学校施設の避難所開設及び運営に関する事 ● 学校給食及び応急食料に関する事
	生涯学習課 (教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会教育施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関する事 ● 社会教育施設の避難所開設及び運営に関する事
	スポーツ・文化課 (教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化、体育施設の被害状況調査及び応急・復旧対策に関する事 ● 文化財の被害状況調査及び応急・復旧対策に関する事
	学校給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急食料の配給に関する事 ● 非常炊き出しに関する事
	会計課	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害関係経費の出納に関する事 ● 指定金融機関等の営業状況の情報収集に関する事
	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害状況の収集、整理及び伝達に関する事 ● 消防団への指示、命令に関する事 ● 被災者の救助、避難者の誘導に関する事 ● 地域住民への避難指示等の伝達に関する事 ● 消防及び救急救助に関する事 ● 捜索及び救急救助に関する事 ● 人的被害の調査に関する事

【資料 2 - 2】 関係機関との協定一覧

(1) 行政組織間の協定リスト

協定の名称	協定内容概略	締結当事者
愛媛県消防広域相互応援協定	市町等における消防の相互応援体制の確立	愛媛県下の市町及び消防一部事務組合
大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定	大規模災害及び産業災害の予防、鎮圧のための協力体制の確立	大洲市、内子町、大洲地区施設等事務組合
大洲・西予・八幡浜地区消防相互応援協定	区域内の消防力を最も有効に活用し、被災地における人的、物的被害を最小限に防止する	大洲市、八幡浜市、大洲地区広域消防事務組合、八幡浜地区施設事務組合
四国西南地域消防相互応援協定	区域内の消防力を最も有効に活用し、被災地における人的、物的被害を最小限に防止する	宇和島地区広域事務組合、愛南町、高幡消防組合、幡多中央消防組合、幡多西部消防組合、土佐清水市
西部四国山地消防相互応援協定	区域内の町村に火災又は災害が発生した場合に相互に応援を行う	区域内市町村及び一部事務組合等
消防相互応援協定	区域内の沿岸港湾及び河川で船舶河川が発生した場合相互に応援を行う	八幡浜地区施設事務組合、宇和島地区施設事務組合、南宇和消防事務組合、宇和島海上保安部
南予地区広域消防相互応援協定	区域内の消防力を最も有効に活用し、被災地における人的、物的被害を最小限に防止する	区域内市町村及び一部事務組合等
松山自動車道（大洲北只IC～西予宇和IC）消防広域相互応援協定	区域内の火災、救急その他の災害が発生した際、消防力を相互に活用し、その被害を最小限に防止する	大洲市、大洲地区広域消防事務組合
松山自動車道（大洲北只IC～西予宇和IC）消防相互応援協定書に基づく覚書		大洲地区広域消防事務組合消防本部
鳥坂隧道内における消防活動覚書		大洲市消防団
白髭隧道内における消防活動覚書		大洲市消防団
大地トンネル内における消防活動に関する覚書		肱川町消防団、大洲地区広域消防事務組合、野村町消防団、東宇和事務組合
瀬戸内・海路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	物資・労力等の相互応援	区域内市町村
四国西南サミット災害時相互応援協定	物資・労力等の相互応援	区域内市町村
災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定	物資・労力等の相互応援	愛媛県、県内市町
大規模災害時における西予市役所庁舎の使用に関する協定	大規模災害時に西予警察署が被災した際の代替施設としての使用	西予警察署
大規模災害時等における西予市営宇和球場の使用に関する協定	大規模災害時に西予警察署が被災した際の代替施設としての使用	西予警察署
大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定書	広域防災拠点として西予市宇和運動公園を使用	愛媛県
災害時における情報交換及び支援に関する協定	災害発生時の情報交換及び人的支援	国土交通省 四国地方整備局
災害時における情報交換及び支援に関する協定	林道東津野城川線において発生、又は発生の恐れがある場合の情報交換及び支援	鬼北町、梶原町
姉妹市町災害時相互応援協定	物資・労力等の相互応援	黒松内町

(2) 民間協力団体との協定締結リスト

協定の名称	協定内容概略	締結当事者
災害時の医療救護に関する協定	災害時において被災者の救助として行う医療及び助産医療救護の実施	一般社団法人 愛媛県医師会／愛媛県および市町村
災害時の医療救護に関する協定	災害時において被災者の救助として行う医療及び助産	公益社団法人 愛媛県看護協会
災害時の医療救護に関する協定	災害時において被災者の救助として行う医療	一般社団法人 愛媛県歯科医師会
災害時の医療救護に関する協定	災害時において被災者の救助として行う医療及び助産	一般社団法人 愛媛県薬剤師会
災害時の医療救護に関する協定	災害時において被災者の救助として行う医療及び助産	西予市医師会
愛媛県消防広域相互応援協定	災害発生時の、これの鎮圧並びに被害の軽減を図るための応援体制の確立	愛媛県下市町及び消防一部事務組合
愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	区域内の市町等の要請に応じ、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプターを用いて支援を行う	愛媛県下市町及び消防一部事務組合
災害時における救援物資提供に関する協定書	災害時における救援物資提供	四国コカ・コーラボトリング株式会社
災害時における物資供給に関する協定	災害時における救援物資提供	NPO法人 コメリ災害対策センター
災害時等における物資供給協力に関する協定	災害時における救援物資提供	生活協同組合コープえひめ
災害時における物資の供給協力等に関する協定	災害時における救援物資提供	ダイキ株式会社
災害時における物資等の輸送に関する協定	災害時における物資の輸送	愛媛県トラック協会東宇和支部
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	災害時における電設資機材の提供、電気設備の応急対策業務	一般社団法人 愛媛県電設業協会
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	災害時における電設資機材の提供、電気設備の応急対策業務	愛媛県電気工事組合
災害時における電気設備の応急送電及び復旧作業に関する協定	災害時における電気設備等の応急送電及び復旧作業	西予光ファイバー工事協同組合
災害時の協力に関する協定	大規模停電が発生した場合の迅速かつ円滑な復旧	四国電力株式会社 宇和島支店
災害時における水道の応急給水及び復旧作業に関する協定	水道の応急給水、復旧作業	西予市環境設備協同組合
大規模災害時における応急対策業務に関する協定	公共土木施設の応急対策	社団法人 愛媛県建設業協会西予支部
災害時における廃棄物処理に関する協定	災害時における廃棄物の処理	平成産業有限会社
災害時における家屋被害認定調査に関する協定	災害時における家屋被害認定調査	愛媛県土地家屋調査士会
災害発生時における西予市と西予市内郵便局の協力に関する協定	情報・物資・労力等の支援	西予市内郵便局
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	福祉避難所の設置・運営に関する協力	社会福祉法人 西予市野城総合福祉協会、社会福祉法人 西予総合福祉会
災害時における被災者支援に関する協定	被災者支援のため行政書士が関与できる業務の支援	愛媛県行政書士会
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	災害時における災害対策本部への地図製品・地図情報の提供	株式会社ゼンリン
災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定	災害廃棄物等の処理等の協力	一般社団法人えひめ産業資源循環協会
災害時における復旧支援協力に関する協定	災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧	公益社団法人日本下水道管路管理業協会
災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部

西予市・日本下水道事業団災害支援協定	災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復	日本下水道事業団
災害時の船舶による輸送等に関する協定書	海上における輸送手段の確保	明浜漁業協同組合
災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定書	LPガス等の供給	一般社団法人愛媛県エルピーガス協会西予市部
大規模災害時における施設利用の協力に関する覚書	大規模災害発生時における施設利用等	株式会社どんぶり館

【資料2-3】 医療機関等収容施設一覧

救 護 病 院			
機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	病床数 (うち一般又は療養)
西予市立 西予市民病院	西予市宇和町永長147番地1	0894-62-1121	144 (142)
西予市立野村病院	西予市野村町野村9番耕地53	0894-72-0180	120 (120)
高千穂病院	西予市宇和町上松葉184番地2	0894-62-5009	60 (60)
西予市国民健康保険 土居診療所	西予市城川町土居578番地	0894-83-0031	0 (0)
三瓶病院	西予市三瓶町朝立2番耕地1	0894-33-1200	47 (47)

拠 点 病 院			
機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	病床数 (うち一般又は療養)
市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	0895-25-1111	559 (550)

基 幹 拠 点 病 院			
機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	病床数 (うち一般又は療養)
県立中央病院	松山市春日町83	089-947-1111	864 (825)

【資料 2-4】 大規模集客施設のリスト

名 称	所 在 地	電 話 番 号	収 容 人 数	延床面積 (㎡)

※令和 4 年 6 月末現在該当施設なし

【資料2-6】 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した による被害（第 報）

年 月 日 時 分

西 予 市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 西予市 町 番地（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

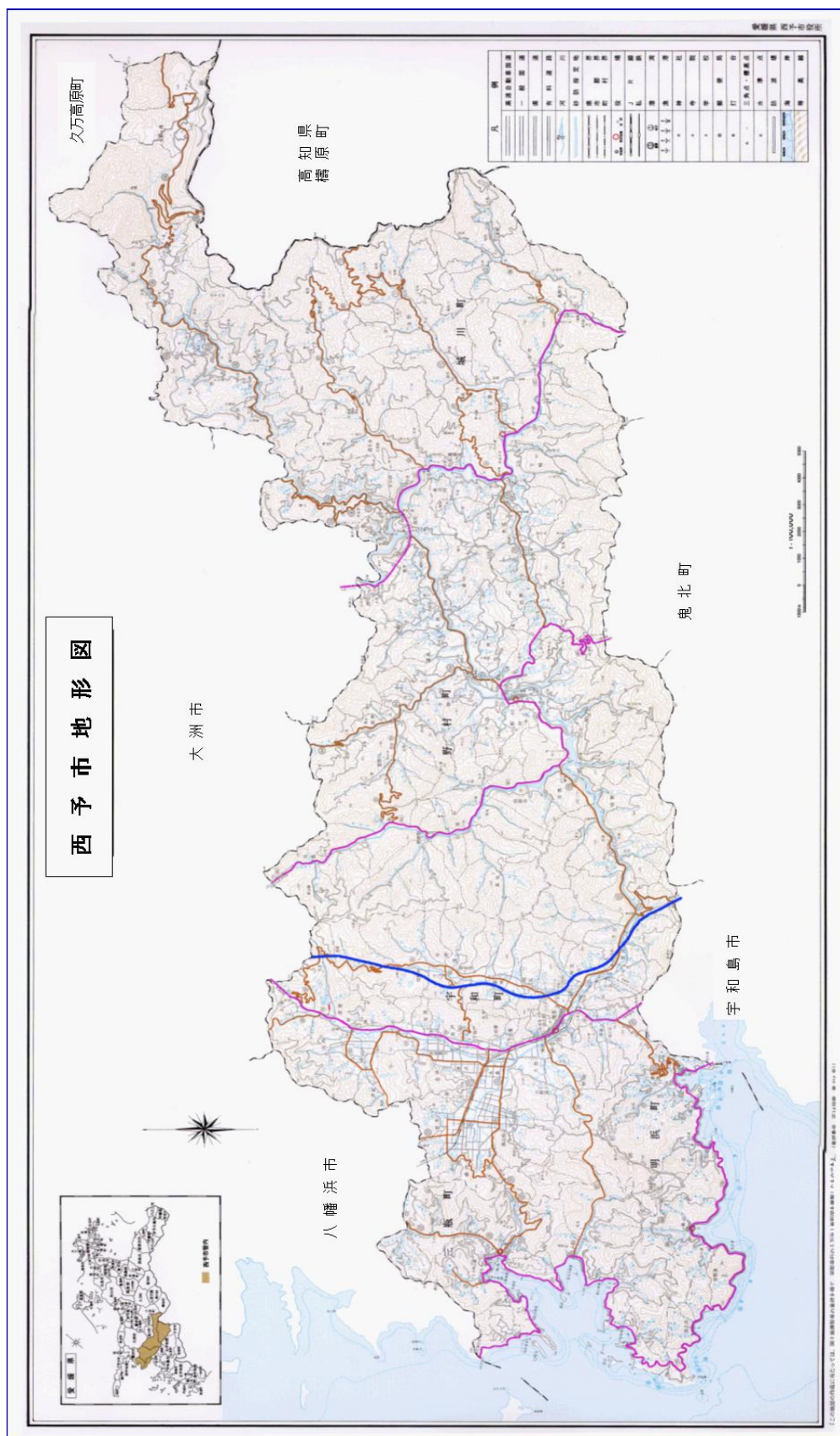
3 人的・物的被害状況

市 町 名	人 的 被 害				住 家 被 害		そ の 他
	死 者	行 方 不 明 者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
			重 傷	軽 傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

* 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を1人ずつ記入してください。

市 町 名	年 月 日	性 別	年 齢	概 況

【資料2-7】 市対策本部において集約・整理すべき避難に関する基礎的資料
 ①市の地図



【資料2-7】 市対策本部において集約・整理すべき避難に関する基礎的資料
②地区別人口

令和4年6月30日

旧町名	地区名	人口総数			世帯数
		総数	男	女	
明浜町	俵津地区	982	454	528	494
	狩江地区	797	377	420	423
	高山地区	514	250	264	294
	宮野浦地区	249	118	131	126
	田之浜地区	305	153	152	148
	小計	2,847	1,352	1,495	1,485
宇和町	多田地区	1,323	654	669	682
	中川地区	2,060	993	1,067	925
	石城地区	1,600	751	849	785
	旧町地区	8,225	3,850	4,375	3,983
	田之筋地区	1,543	735	808	692
	下宇和地区	1,593	779	814	761
	小計	16,344	7,762	8,582	7,828
野村町	野村地区	4,617	2,219	2,398	2,331
	溪筋地区	840	414	426	394
	中筋地区	690	336	354	332
	貝吹地区	338	167	171	164
	横林地区	355	166	189	175
	惣川地区	375	185	190	209
	小計	7,215	3,487	3,728	3,605
城川町	遊子川地区	266	137	129	129
	土居地区	719	314	405	442
	高川地区	491	233	258	241
	魚成地区	1,494	693	801	708
	小計	2,970	1,377	1,593	1,520
三瓶町	1区	533	244	289	266
	2区	387	176	211	190
	3区	268	130	138	141
	4区	860	421	439	401
	5区	360	172	188	191
	6区	118	60	58	61
	7区	198	94	104	98
	8区	365	167	198	179
	和泉地区	81	38	43	40
	嶋山地区	10	6	4	9
	垣生地区	675	332	343	349
	二及地区	442	197	245	243
	長早地区	184	83	101	102
	周木地区	496	219	277	266
	有太刀地区	83	38	45	45
	蔵貫浦地区	271	111	160	161
	蔵貫地区	214	102	112	117
	皆江地区	325	153	172	181
	下泊地区	271	124	147	144
	小計	6,141	2,867	3,274	3,184
西予市合計		35,517	16,845	18,672	17,622

【資料2-7】 市対策本部において集約・整理すべき避難に関する基礎的資料

③避難経路として想定される道路網のリスト

一次緊急輸送道路

管理区分	路線名	区間
西日本高速 国	四国横断自動車道	宇和島北～大洲北只IC
国	一般国道56号	高知県境～松山市二番町4丁目
県	一般国道378号	伊予市下吾川～大洲市長浜町長浜 八幡浜市江戸岡1丁目～八幡浜市矢野町 西予市明浜町高山～西予市明浜町俵津
県	一般国道441号	西予市野村町河西～西予市城川町田穂 鬼北町近永～鬼北町出目
県	主要地方道八幡浜宇和線	八幡浜市矢野町～西予市宇和町上松葉
県	主要地方道八幡浜三瓶線	八幡浜市布喜川～西予市三瓶町朝立
県	主要地方道宇和野村線	西予市宇和町卯之町～西予市野村町栗木
県	主要地方道宇和三瓶線	西予市宇和町下松葉～西予市三瓶町朝立
県	主要地方道野村城川線	西予市城川町田穂～西予市城川町嘉喜尾
県	主要地方道宇和明浜線	西予市宇和町卯之町～西予市明浜町俵津

二次緊急輸送道路

管理区分	路線名	区間
県	一般国道378号	大洲市長浜町長浜～八幡浜市宮内 八幡浜市矢野町～西予市明浜町高山 西予市明浜町俵津～宇和島市吉田町立間尻
県	一般県道441号	大洲市大洲～西予市野村町河西 西予市城川町田穂～鬼北町近永
県	主要地方道宇和三間線	西予市宇和町下川～宇和島市三間町務田
県	一般県道宇和高山線	西予市宇和町卯之町～西予市明浜町宮野浦

*一次緊急輸送道路

- ・ 主要な都市間及び他県と連絡する広域的な幹線道路
- ・ 諸活動の拠点と上記の道路を結ぶ道路及び拠点を相互に連絡する道路

*二次緊急輸送道路

- ・ 一次緊急輸送道路を補完する道路

【資料2-7】 市対策本部において集約・整理すべき避難に関する基礎的資料

④輸送力のリスト

*第1次出勤・・・ 命令受領と同時に出勤

*第2次出勤・・・ 命令受領後1時間以内に出勤

*第3次出勤・・・ 命令受領別に指示するときに出勤

(一般)

事業種別	事業者名	電話番号	出勤車数							
			第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤		合計	
			大	小	大	小	大	小	大	小
一般	明浜陸運(株)	0894-72-0433	1		1		1		3	
	(有)明浜運送	0894-64-0126	1		1				2	
	野村運送(有)	0894-72-3398			1				1	
	愛媛急配(株)	0894-72-0062	1						1	
	太陽運送(株)	0894-62-0322			1				1	
	東和運送(株)	0894-66-0621	1						1	
計			4		4		1		9	

(乗用)

事業種別	事業者名	電話番号	出勤車数							
			第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤		合計	
			大	小	大	小	大	小	大	小
乗用	(有)卯之町タクシー	0894-62-0510		1						1
	丸之内つばめタクシー	0894-62-0244				1				1
	丸之内のむらタクシー	0894-72-0151		1				1		2
	(有)土居どろんこタクシー	0894-83-0323						1		1
	(有)惣川	0894-76-0006						1		1
計				2		1		3		6

(霊柩)

事業種別	事業者名	電話番号	出勤車数							
			第1次出勤		第2次出勤		第3次出勤		合計	
			大	小	大	小	大	小	大	小
霊柩	(有)清水葬儀社	0894-62-4155		1						1
	川田仏具店	0894-72-0225						1		1
	(有)野村葬儀社	0894-72-0081						1		1
	ルミエール東宇和	0894-62-7570						1		1
計				1				3		4

【資料2-7】 市対策本部において集約・整理すべき避難に関する基礎的資料

⑤輸送施設のリスト

(港湾)

管理者	分類	数	港湾名
西予市	地方港湾	1	三瓶港

(漁港)

管理者	旧町名	港種	漁港名
西予市	三瓶町	第1種	周木
			長早
			二及
			垣生(二木生)
			有太刀
			皆江
			下泊
		第2種	三瓶
	明浜町	第1種	田の浜(高山)
			高山
			渡江
			俵津
		第2種	狩浜

【資料２－７】 市対策本部において集約・整理すべき避難に関する基礎的資料
⑤輸送施設のリスト

(臨時ヘリポート)

名 称	所在地	管理者	連絡先		広さ 長さ×幅 (m)
あけはまオートキャンプ場多目的グラウンド	明浜町高山甲461-1番地	西予市	0894-64-1330	あけはまシーサイドサンパーク(株)	80×77
明浜運動場	明浜町俵津9番耕地136番地	西予市 教育委員会	0894-64-1291	明浜教育課	100×80
狩江地区グラウンド	明浜町狩浜2番耕地1350番	西予市 教育委員会	0894-64-1291	明浜教育課	65×60
田之浜地区グラウンド	明浜町田之浜甲1234-1	西予市 教育委員会	0894-64-1291	明浜教育課	40×20
宇和運動公園陸上競技場	宇和町卯之町三丁目517番地	西予市 教育委員会	0894-62-6416	スポーツ文化課	90×50
宇和球場	宇和町卯之町五丁目118番地	西予市 教育委員会	0894-62-6416	スポーツ文化課	120×90
歴博場外	西予市宇和町明石256-2	西予市	0894-62-6402 0894-62-6222	財政課 歴博	30×30
野村球場	野村町野村13号366番地	西予市 教育委員会	0894-72-1117	野村教育課	130×130
大野ヶ原小学校	野村町大野ヶ原217番地1	西予市 教育委員会	0894-72-1117	野村教育課	55×70
西予市野村惣財久地区グラウンド	野村町平野23番地	西予市 教育委員会	0894-72-1117	野村教育課	82×63
西予市野村貝吹地区グラウンド	野村町鎌田613番地	西予市 教育委員会	0894-72-1117	野村教育課	65×70
西予市野村横林地区グラウンド	野村町予子林5557番地	西予市 教育委員会	0894-72-1117	野村教育課	60×50
西予市野村溪筋地区グラウンド	野村町鳥鹿野870番地	西予市 教育委員会	0894-72-1117	野村教育課	90×50
惣川ヘリポート	野村町惣川367番地	西予市	0894-72-1112	野村支所 総務課	20×20
野村畜産総合振興センター	野村町阿下6号126番地	西予市	0894-72-1100	野村畜産総合振興 センター	50×130
城川運動公園	城川町土居30-2番地	西予市 教育委員会	0894-82-1117	城川教育課	150×80
野井川農村広場/テニスコート	城川町野井川2868-2番地	西予市	0894-82-1113	城川支所 総務課	45×41
川津南高齢者等生活支援促進施設	城川町川津南2027-1番地	西予市	0894-82-1113	城川支所 総務課	48×13
城川ふるさと交流館	城川町窪野2560	西予市	0894-82-1116	城川支所 産業建設課	27×33
城川小学校北側駐車場	城川町魚成5673-1	西予市 教育委員会	0894-82-1117	城川教育課	60×60
城川農業者トレーニングセンター駐車場	西予市城川町土居30-2	西予市	0894-82-1113	城川支所 総務課	70×30
西予市衛生センター多目的広場	西予市宇和町稻生163	西予市	0894-62-6771	環境衛生課	22×22
港湾ふ頭用地	三瓶町朝立1-546-45	西予市	0894-33-1115	三瓶支所 産業建設課	140×45
三瓶中学校	三瓶町津布理48	西予市 教育委員会	0894-33-0041	三瓶中学校	180×100
大野ヶ原ヘリポート	野村町大野ヶ原399番513番2	西予市	0894-62-0119	西予市消防署	20×25

【資料2-7】 市対策本部において集約・整理すべき避難に関する基礎的資料

⑦備蓄物資のリスト

令和4年4月1日

物資名	明浜支所	本 庁	野村支所	城川支所	三瓶支所	合計
保存パン	480 食	2,448 食	552 食	535 食	384 食	4,399 食
乾燥米飯	1,400 食	3,800 食	1,100 食	5,680 食	1,400 食	13,380 食
おかゆ	500 食	2,190 食	200 食	376 食	500 食	3,766 食
粉ミルク	0 缶	44 缶	0 缶	0 缶	0 缶	44 缶
ビスケット	0 食	2,908 食	0 食	288 食	0 食	3,196 食
飲料水	2,472 ㍓	4,884 ㍓	1,884 ㍓	1,980 ㍓	2,040 ㍓	13,260 ㍓
生理用品	72 セット	342 セット	36 セット	108 セット	72 セット	630 セット
毛布	1,618 枚	785 枚	750 枚	740 枚	1760 枚	5,653 枚
日用品セット	0 セット	100 セット	59 セット	0 セット	39 セット	198 セット
ポリタンク	0 個	20 個	0 個	0 個	0 個	20 個
給水タンク	8 台	3 台	0 台	0 台	4 台	15 台
非常用飲用水袋	0 枚	1,260 枚	0 枚	0 枚	0 枚	1,260 枚

【資料2-8】 市対策本部において集約・整理すべき救援に関する基礎的資料
火葬場のリスト

名 称	所 在 地	連 絡 先	管 理 者	処理能力		建設 年度
				炉基数	最大 (体/日)	
宇和光浄苑	西予市宇和町皆田1573	0894-62-2205	西予市	2	4	H3
野村浄香苑	西予市野村町野村8号313	0894-72-1149	西予市	2	4	S60
城川帰楽苑	西予市城川町魚成4791	0894-82-1077	西予市	2	4	H5
三瓶清流苑	西予市三瓶町津布理1470-1	0894-33-3550	西予市	2	2	H11

【資料3-1】市対策本部の予備施設

※本庁庁舎が被災し使用不能な場合の代替施設

区 分	施 設 名	場 所
第1順位	西予市消防本部	西予市宇和町卯之町二丁目377番地
第2順位	城川支所	西予市城川町下相945番地

弾道ミサイル攻撃の場合

避難実施要領（一例）

西予市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

2 避難誘導の方法

- ◆ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、当該市の区域が着弾予想地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。
- ◆ 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅牢な建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。
- ◆ 車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。
- ◆ 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
- ◆ 住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。
- ◆ 住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、出来るだけ市、消防機関、警察又は海上保安部に連絡するよう周知すること。
- ◆ 弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

3 その他の留意点

- ◆ 特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、避難行動要支援者の「個別避難計画」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ◆ 住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することが出来るよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領 (一例)

西予市長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、西予市〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。(対処方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえ記載。)
知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

西予市は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、市車両及び民間大型バスにより、〇〇小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指示を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う(配置については別途添付)。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員(消防職員含む。)から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区

約200名、A公民館、市保有車両×4 〇〇バス2台

(イ) B地区

約200名、B公民館、〇〇バス×大型バス4台

(ウ) C地区

約100名、C公民館、〇〇バス×大型バス2台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

〇〇日15:30、A・B・C公民館

ウ 避難経路

国道〇〇号(予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用)

(4) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- カ 避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、個別避難計画を活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(5) 一時避難場所への移動

- ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 自力避難困難者の避難
市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。
- a ○○病院の入院患者 5 名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
 - b △△老人福祉施設入居者 25 名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。
 - c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(6) 避難誘導の終了

- ア 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- イ 避難誘導は、17:30 までに終了するよう活動を行う。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- 市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。
- ◆ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
 - ◆ 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
 - ◆ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
 - ◆ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。

イ バス運転手、現地派遣の県職員及び〇〇市職員との連絡要領は、別に示す。

ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。

エ 対策本部設置場所：西予市役所〇〇〇

オ 現地調整所設置場所：〇〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市（町）の支援を受ける。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難)

避難実施要領 (一例)

西 予 市 長

〇月〇日〇時現在

(1) 事態の状況

〇〇日〇時〇分に〇〇地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、〇〇地域で戦闘が継続している状況にある(〇〇日〇時現在)。

(2) 避難誘導の全般的方針

〇〇地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、海上保安部及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

(3) 避難の方法(状況の変化とともに、逐次修正)

〇〇時現在

〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難な要配慮者は、・・・

〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

(5) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(都市部における化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領 (一例)

西 予 市 長
○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤(〇〇剤と推定される。)を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の〇〇市〇〇1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域(〇〇1丁目～5丁目)を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

市は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇1丁目～5丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(2) 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。

その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(4) 避難所の開設等

ア 〇〇公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT(災害派遣医療チーム)等による医療救護活動の調整を行う。

イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。

ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入の調整を行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石鹸で良く洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ、ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。
特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

- ア 対策本部設置場所：西予市役所
- イ 現地調整所設置場所：〇〇

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(原子力発電所への攻撃の場合の対応)

避難実施要領 (一例)

西 予 市 長
〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇付近において、国籍不明の潜水艦から上陸し、逃走した武装工作員による〇〇原子力発電所への攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、〇〇市〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

関係機関においては、次の対応を講じているところである。

- ・ 武力攻撃原子力災害の発生に備えて、オフサイトセンターに関係機関の職員が参集。
- ・ 原子力事業所では、県警察及び海上保安部の協力を得て警備を強化するとともに、緊急時に原子炉の運転停止等の措置を迅速に行えるよう態勢を強化。
- ・ 原子力事業所の周辺地域については、県公安委員会及び海上保安部長により立入制限区域の指定

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

武装工作員の上陸地点の周辺地域〇km、また、〇〇原子力発電所までのA地域の住民については、武装工作員との遭遇の危険が高いことから、別途、指示がある場合を除き、屋内に避難する。

また、B、C地域の住民約500名を本日10:00を目途に各地区の一時避難施設であるB・C公民館に集合させた後、本日10:30以降、市車両及び民間大型バスにより、〇〇市・〇〇小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

これ以外の要避難地域の住民については、別途指示があるまで、屋内への避難を行うとともに、移動による避難の準備を踏まえて、避難を行う。

避難誘導の方法については、各現場において、県警察、海上保安部及び自衛隊からの情報や助言により、適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても修正する。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各2名を、B・C公民館、避難先の〇〇市・〇〇小学校に派遣する。また、オフサイトセンターに連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員を配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分を悪くした者への対応、給水等を行う(配置については別途添付)。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(3) 輸送手段

(略)

(4) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織のリーダー及び当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- エ 担当職員は、近隣住民が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- カ 避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、個別避難計画を活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- キ 武装工作員が活動している地域については、防災行政無線によるほか、職員の安全が確保されている場合を除き、現場で活動する自衛隊、海上保安部及び県警察に伝達を要請する。

(5) 一時避難場所への移動

(略)

(6) 避難の完了

(略)

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

(略)

(8) 住民に周知する留意事項

対策本部長又は知事による安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合の対応について、必要な情報を入手しておく。

(9) 安全の確保

(略)

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

(略)

5 避難住民の受入・救援活動の支援

(略)

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、県と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしないこととする。

【資料3-3】食品集積場所

施設名	所在地	電話番号
道の駅 どんぶり館	西予市宇和町稲生118番地	0894-62-5778
西予市明浜老人福祉センター (公民館倉庫含む。)	西予市明浜町俵津3番耕地283番地	0894-65-0001
乙亥会館	西予市野村町野村12号10番地	0894-72-1006
西予市城川総合運動公園 (農業者トレーニングセンター)	西予市城川町土居30番地2	0894-83-1155
三瓶共選柑橘撰果場	西予市三瓶町朝立1番耕地546番地39	0894-33-3311

【資料3-4】安否情報照会書

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日		
西 予 市 長 殿		
申 請 者 住 所 _____		
氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※申請者の確認		
※備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 ※印の欄には記入しないこと。

【資料3-5】安否情報回答書

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
西 予 市 長		
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

【資料3-6】 生活関連等施設の安全確保の留意点

「国民の保護に関する基本指針」に基づき、関係省庁において策定した「生活関連等施設の安全確保の留意点」を以下に示す。

国土交通省

施設の種類	ダム	施行令第27条第9号
<p>【施設の特性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大量の水を蓄えており、破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大となるおそれがある。 ・ 生活用水等を貯えているダムが破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。 		
<p>【安全確保の留意点】</p>		
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。 ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。 	
平素からの備え	<p>① 事案発生時の連絡通報体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと。 <p>② 自主警備の強化に関する備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操作室・機械室等への侵入を防止するために鍵の二重化、センサー等の設置を行うこと。 ・ 駐車場（出入口など）については夜間の照明を行うこと。 ・ 水源となっているダムについては、定期的に水質の検査を行うこと。 ・ ゴミ箱の集約・撤去を行うこと。 <p>③ 施設の管理に関する備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時管理所にオイルフェンス、吸着マット、水質調査キット等の資機材を備え付けること。 	
武力攻撃事態等における留意点	<p>① 自主警戒の強化、出入口の管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県警察等との緊密な連携の下、職員等による巡回警備や監視カメラによる監視体制の強化を行うこと。特に操作室・機械室等については重点的に巡回警備の実施を行うこと。 ・ 操作室・機械室への出入り管理に当たっては、施設への出入り口等の限定をおこなうとともに、施設へ出入りする者の確認を行うこととし、職員以外の出入りは原則禁止とすること。なお、その際、身分確認、携行品の確認を行うこと。 <p>② 住民等への協力要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ダム周辺の住民等に対する不審者・不審物発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。 <p>③ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃事態等が発生した際には、貯水量は必要最小限にすること。 	

<p>施設の種類</p>	<p>火薬庫</p>	<p>施行令第 27 条第 10 号 第 28 条第 3 号</p>
<p>【施設の特性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 爆発性を有する火薬類を貯蔵している。 		
<p>【安全確保の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火薬庫は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。 ・ 火薬庫の周囲は土堤等で囲むこと。 ・ 貯蔵施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること。また、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。 ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。 ・ 火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。 ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。 ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。 		

<p>施設の種類</p>	<p>高圧ガスの製造所</p>	<p>施行令第 27 条第 10 号 第 28 条第 4 号</p>
<p>【施設の特性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを製造している。 		
<p>【安全確保の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガスの製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。 ・ 施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。 ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること。また、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、管理を徹底すること。 ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。 ・ 可燃性ガス及び毒性ガスの製造を行う大規模施設の設備には、保安上重要な箇所に、適正な手順以外の手順による操作が行われることを防止するための設備を設ける等の措置を講じること。 ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。 ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。 		

<p>施設の種類</p>	<p>高圧ガス貯蔵所</p>	<p>施行令第 27 条第 10 号 第 28 条第 4 号</p>
<p>【施設の特性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを貯蔵している。 		
<p>【安全確保の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガスの貯蔵を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。 ・ 施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。 ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。 ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。 ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。 ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。 		

施設の種類	薬局・医薬品の販売業の店舗、医薬品の製造所、及び 医薬品の製造販売の事務所	施行令第 27 条第 10 号 第 28 条第 8 号
<p>【施設の特性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬事法第 44 条第 1 項に規定する毒薬又は同条第 2 項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強く、また薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。 		
<p>【安全確保の留意点】</p>		
<p>武力攻撃事態等の管理体制に関する事項</p>		
法令に規定されている事項	<ul style="list-style-type: none"> 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して貯蔵し、又は陳列しなければならない。(薬事法第 48 条第 1 項) 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、鍵を施さなければならない。(薬事法第 48 条第 2 項) 	
その他留意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 毒薬及び劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬および劇薬の保管、受払等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。(平成 13 年 4 月 23 日医薬局長通知医薬発第 418 号) 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。(同上) 劇薬の受払を明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失および不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。(同上) 平素から厚生労働省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める。 事案発生時の連絡通報体制を確立する。 武力攻撃災害等を回避するため、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。 	

施設の種類	動物用医薬品の販売業の店舗、動物用医薬品の製造所及び動物用医薬品の製造販売の事務所	施行令第 27 条第 10 号 第 28 条第 8 号
<p>【施設の特性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬事法第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 44 条第 1 項に規定する毒薬又は同条第 2 項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近く蓄積作用が強いため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。 		
<p>【安全確保の留意点】</p>		
<p>武力攻撃事態等の管理体制に関する事項</p>		
<p>法令に規定する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。(薬事法第 48 条第 1 項) 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、鍵を施さなければならない。(薬事法第 48 条第 2 項) 	
<p>その他留意すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 毒薬及び劇薬の適正な保管管理を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬及び劇薬の保管、受払等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。 劇薬の受払を明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失及び不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。 平素から農林水産省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒態勢の強化に努める。 事案発生時の連絡通報体制を確立する。 武力攻撃災害等を回避するための、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。 	

【資料 3-7】危険物質等の種類及び市長が命ずることのできる措置のリスト

※表中の1号、2号、3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

- 1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- 2号 製造、引渡、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- 3号 所在場所の変更又はその廃棄

※表中の○は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
消防法第二条第七項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。）	消防本部等所在市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは、取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）	消防法第12条の3	○	○
毒物及び劇物取締法第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物（同法第三条第三項の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合。）	○	○	○
備考	この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第七号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。			

【資料４－１】原子力災害の判断基準と通報基準

市災害対策本部設置等の判断基準

判断基準		本部の設置等	市の主な対応
Aレベル	<p>(1)警戒事態が発生したとき（別表１）</p> <p>(2)その他市長が必要と判断するとき</p>	災害警戒本部の設置※１	<p>①原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部との連携</p> <p>②災害警戒本部会議の開催</p> <p>③県との対策協議</p> <p>④住民広報の実施</p> <p>⑤立入調査の同行</p> <p>⑥防災関係機関への連絡</p> <p>⑦平常時モニタリングの強化又は緊急時モニタリングの準備</p> <p>⑧その他必要な緊急事態応急対策</p>
Bレベル	<p>(1)施設敷地緊急事態が発生したとき（別表２）</p> <p>(2)その他市長が必要と判断するとき</p>	災害対策本部の設置	<p>①国の現地事故連絡会議への参画</p> <p>②災害対策本部会議の開催</p> <p>③県との対策協議</p> <p>④住民広報の実施</p> <p>⑤緊急時モニタリングの実施</p> <p>⑥原子力災害医療の実施※２</p> <p>⑦その他必要な災害応急対策</p>
Cレベル	<p>(1)全面緊急事態が発生したとき（別表３）</p> <p>(2)その他市長が必要と判断するとき</p>	災害対策本部の設置	<p>①原子力災害合同対策協議会への参画</p> <p>②災害対策本部会議の開催</p> <p>③県との対策協議</p> <p>④住民広報の実施</p> <p>⑤緊急時モニタリングの実施</p> <p>⑥原子力災害医療の実施</p> <p>⑦その他必要な緊急事態応急対策</p>

- ※1 別表1のうち、13. 外的事象（自然災害）における震度6弱又は大津波警報を起因に警戒事態となった場合は、自然災害の対応に係る災害対策本部が設置される。
- ※2 Bレベルに達しない場合においても、県災害医療対策部長（原子力災害医療調整官）が必要と認めた場合、県災害医療対策部を設置し、原子力災害医療を実施するものとする。市もこれに準じる。

別表 1 警戒事態

警戒事態を判断する E A L	
1	敷地境界付近等の空間ガンマ線量率の上昇 (A L 0 1) 【1、2、3号機】 四国電力伊方発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、四国電力株式会社、愛媛県が設置しているモニタリングステーション又はモニタリングポスト、もしくは山口県が設置しているモニタリングポストの空間ガンマ線量率が $0.15 \mu\text{Sv/h}$ を超えたとき。
2	原子炉停止機能の異常のおそれ (A L 1 1) 【3号機】 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定期間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因が特定できないとき。
3	原子炉冷却材の漏えい (A L 2 1) 【3号機】 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき。
4	蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (A L 2 4) 【3号機】 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失したとき。
5	全交流電源喪失のおそれ (A L 2 5) 【3号機】 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分間以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき。
6	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (A L 2 9) 【3号機】 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失したとき。
7	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (3号機) (A L 3 0) 【3号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき。
8	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (2号機) (A L 3 1) 【2号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないとき又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないとき。
9	単一障壁の喪失又は喪失可能性 (A L 4 2) 【3号機】 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき。
10	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (A L 5 1) 【3号機】 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき。
11	所内外通信連絡機能の一部喪失 (A L 5 2) 【3号機】 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失したとき。

12 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ（AL53）【3号機】

重要区域において、火災・溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき。

13 外的事象（自然災害）の発生

(1) 大地震の発生【1、2、3号機】

伊方町内において、震度6弱以上の地震が発生した場合

(2) 大津波警報の発令【1、2、3号機】

伊方町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合

(3) その他【3号機】

原子炉施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外的事象が発生したとき（竜巻、洪水、台風、火山等）。

14 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合【1、2、3号機】

(1) オンサイト統括が警戒事象と認める事象

オンサイト統括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生したとき。

(2) その他外的事象の発生のおそれ

その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知したとき。

※各項目中の（）内に記載している番号（AL01等）は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEALNo.である。

※重要区域は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示す区域である。

別表2 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態を判断するEAL	
1	<p>敷地境界付近の放射線量率の上昇（SE01）【1、2、3号機】</p> <p>四国電力株式会社、愛媛県が設置しているモニタリングステーション又はモニタリングポスト、もしくは山口県が設置しているモニタリングポストが、発電所の異常に起因して以下の状態に至ったとき。</p> <p>ただし、落雷の影響による場合又は格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋(家)排気筒ガスモニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に係る全てのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。</p> <p>(1) 1又は2地点以上において、$5\mu\text{Sv/h}$以上を検出したとき。</p> <p>(2) 1又は2地点以上において、$1\mu\text{Sv/h}$以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって$1\mu\text{Sv/h}$以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が$5\mu\text{Sv/h}$以上となったとき。</p>
2	<p>通常放出経路での気体放射性物質の放出（SE02）</p> <p>【1、2、3号機】</p> <p>以下に示す排気筒において「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（以下、通報事象等規則（原子炉施設））」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>(1) 1号機補助建家排気筒</p> <p>(2) 1号機格納容器排気筒</p> <p>(3) 2号機補助建家排気筒</p> <p>(4) 2号機格納容器排気筒</p> <p>(5) 3号機補助建屋排気筒</p> <p>(6) 3号機格納容器排気筒</p>
3	<p>通常放出経路での液体放射性物質の放出（SE03）</p> <p>【1、2、3号機】</p> <p>放水口において、「通報事象等規則（原子炉施設）」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p>
4	<p>火災、爆発等による放射線の放出（SE04）【1、2、3号機】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、$50\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量率を検出したとき。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>
5	<p>火災、爆発等による放射性物質の放出（SE05）</p> <p>【1、2、3号機】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則（原子炉施設）」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質が検出されたとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>

6	原子炉外での臨界事故のおそれ（S E 0 6）【1、2、3号機】 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の高蓋然性が高い状態になったとき。
7	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注入不能（S E 2 1）【3号機】 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないとき。
8	蒸気発生器給水機能の喪失（S E 2 4）【3号機】 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失したとき。
9	全交流電源の30分間以上喪失（3号機）（S E 2 5）【3号機】 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続したとき。
10	直流電源の部分喪失（S E 2 7）【3号機】 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続したとき。
11	停止の原子炉冷却機能の喪失（S E 2 9）【3号機】 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したとき。
12	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（3号機）（S E 3 0）【3号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。
13	格納容器健全性喪失のおそれ（S E 4 1）【3号機】 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えたとき。
14	2つの障壁の喪失又は喪失可能性（S E 4 2）【3号機】 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失したとき。
15	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用（S E 4 3）【3号機】 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用したとき。
16	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失（S E 5 1）【3号機】 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失したとき。
17	所内外通信連絡機能の全ての喪失（S E 5 2）【3号機】 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失したとき。
18	火災・溢水による安全機能の一部喪失（S E 5 3）【3号機】 火災又は溢水が発生し、安全機器等の一部が喪失したとき。

19 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（SE55）

【1、2、3号機】

その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生したとき。

※各項目中の（）内に記載している番号（SE01等）は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEALNo.である。

別表 3 全面緊急事態

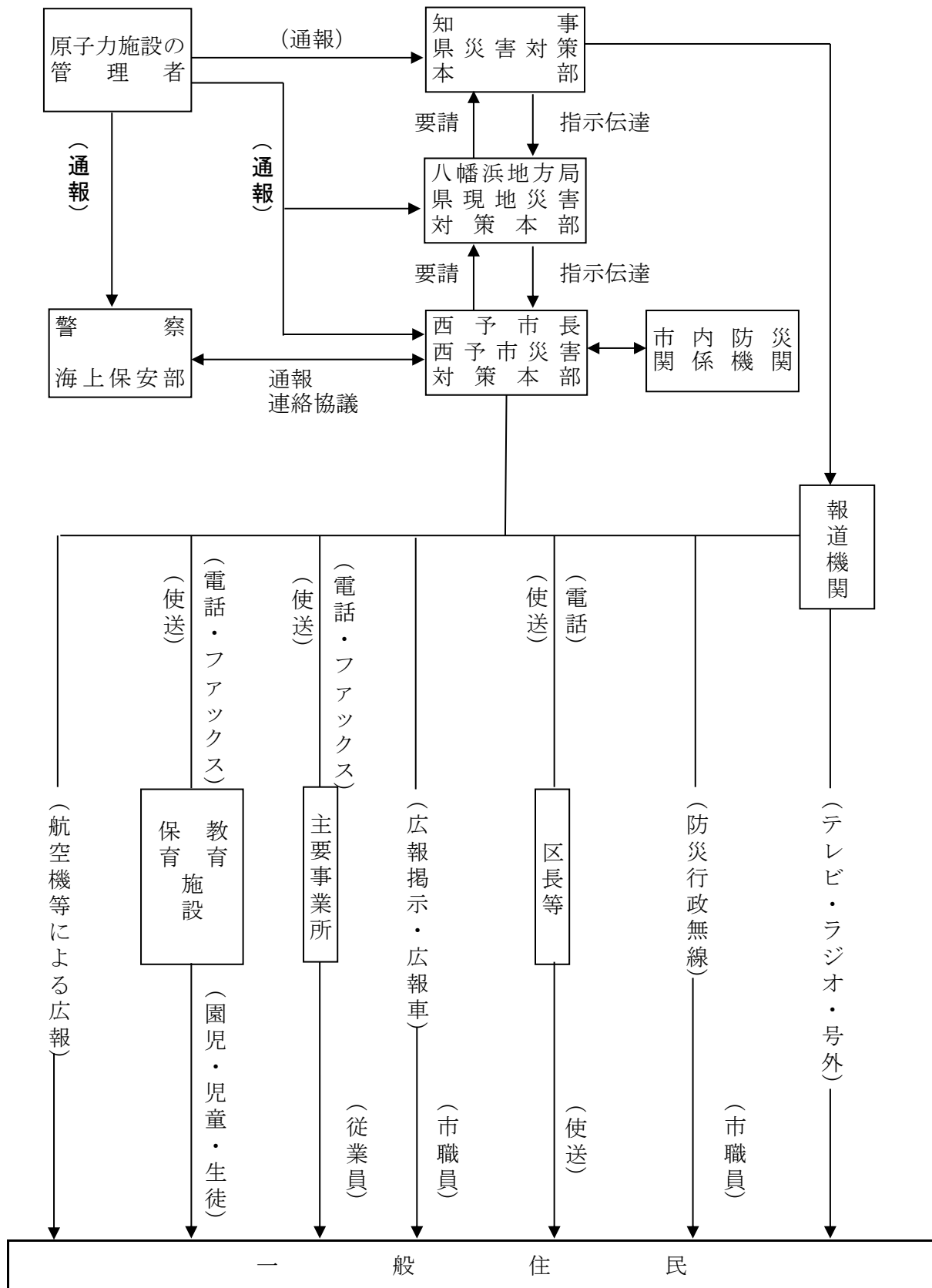
全面緊急事態を判断する EAL	
1	<p>敷地境界付近の放射線量率の上昇 (GE01) 【1、2、3号機】 四国電力株式会社、愛媛県が設置しているモニタリングステーション又はモニタリングポスト、もしくは山口県が設置しているモニタリングポストが、発電所の異常に起因して以下の状態に至ったとき。 ただし、落雷の影響による場合又は格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋(家)排気筒ガスモニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に係る全てのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。 (1) 1又は2地点以上において、$5 \mu\text{Sv/h}$以上を検出したとき。 (2) 1又は2地点以上において、$1 \mu\text{Sv/h}$以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって$1 \mu\text{Sv/h}$以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が$5 \mu\text{Sv/h}$以上となったとき。 ただし、これらの放射線量のいずれかが、2地点以上において又は10分間以上継続して検出した場合に限る。</p>
2	<p>通常放出経路での気体放射性物質の放出 (GE02) 【1、2、3号機】 以下に示す排気筒において「通報事象等規則 (原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。 (1) 1号機補助建家排気筒 (2) 1号機格納容器排気筒 (3) 2号機補助建家排気筒 (4) 2号機格納容器排気筒 (5) 3号機補助建屋排気筒 (6) 3号機格納容器排気筒</p>
3	<p>通常放出経路での液体放射性物質の放出 (GE03) 【1、2、3号機】 放水口において、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p>
4	<p>火災、爆発等による異常な放射線量の検出 (GE04) 【1、2、3号機】 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、5mSv/h以上の放射線量率を検出したとき。 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>
5	<p>火災、爆発等による放射性物質の異常放出 (GE05) 【1、2、3号機】 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が$500 \mu\text{Sv/h}$の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第6条第2項に定める基準の100倍以上の放射性物質を検出したとき。 または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>

6	原子炉外での臨界事故（GE06）【1、2、3号機】 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）になったとき。
7	原子炉停止の失敗又は停止確認不能（GE11）【3号機】 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないとき。
8	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能（GE21）【3号機】 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による当該原子炉への注入ができないとき。
9	蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能（GE24）【3号機】 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による当該原子炉への注水が直ちにできないとき。
10	全交流電源の1時間以上喪失（GE25）【3号機】 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続したとき。
11	全直流電源の5分間以上喪失（GE27）【3号機】 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続したとき。
12	炉心損傷の検出（GE28）【3号機】 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知したとき。
13	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失（GE29）【3号機】 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないとき。
14	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（GE30）【3号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。
15	格納容器圧力の異常上昇（GE41）【3号機】 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき。
16	2つの障壁喪失、1つの障壁の喪失可能性（GE42）【3号機】 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき。
17	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（GE51）【3号機】 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき、又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失したとき。
18	住民の避難を開始する必要がある事象発生（GE55）【1、2、3号機】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放

出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき。

※項目中の（）内に記載している番号（G E O 1 等）は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すE A L No.である。

災 害 時 の 通 報 系 統 図



○西予市国民保護協議会条例

平成18年 6 月30日

条例第52号

改正 平成26年 3 月27日 条例第 4 号

平成29年 3 月24日 条例第 3 号

令和 2 年 3 月23日 条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、西予市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員の定数は、35人以内とする。

(専門委員)

第3条 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第4条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員から、市長が委嘱又は任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月27日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月23日条例第26号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

西予市国民保護協議会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、西予市国民保護協議会条例（平成18年西予市条例第52号）第9条の規定に基づき、西予市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の権限の委任)

第2条 委員（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第4項8号の規定に基づき任命された委員を除く。）が、協議会の会議に出席できないときは、当該委員と同一の機関に属する者であらかじめ委員が指名する者にその権限を委任することができる。

(会長の専決事項)

第3条 会長は、協議会の所掌事務及びその権限に属する事項のうち、次に掲げる事項を専決する。

- 一 緊急の事態が発生した場合において、会長が直ちに決定しなければならないと認める事項
- 二 一部特定機関のみに関係がある事項
- 三 その他軽易な事項

(会議)

第4条 会長は、委員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

(幹事会)

第5条 会長は、会議の運営について必要があると認めるときは、幹事会を開催することができる。

附 則

この要領は、平成19年2月7日から施行する。

○西予市災害派遣手当等の支給に関する条例

平成18年12月25日

条例第75号

改正 平成25年6月29日条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による西予市に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当(以下「災害派遣手当等」という。)の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(災害派遣手当等の額)

第2条 災害派遣手当等の額は、派遣職員が住所又は居所を離れて西予市の区域内に滞在することを要する場合に限り支給するものとし、その額は、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第19条(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第38条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)第10条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき総務大臣が定めた基準による額とする。

2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が本市の区域内に到着した日から同区域を出発する日の前日までの期間とする。

(支給方法)

第3条 災害派遣手当等の支給方法は、西予市職員の給与に関する条例(平成16年西予市条例第50号)の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年6月29日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

○西予市国民保護対策本部及び西予市緊急対処事態対策本部条例

平成18年12月25日

条例第74号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条(法第183条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、西予市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び西予市緊急対処事態対策本部(以下「緊急対処事態対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 西予市国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 西予市国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 西予市国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部員のほか、市長の任命により必要な職員を置くことができる。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、本部員その他市の職員のうちか

ら本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

3 前条の規定は、現地対策本部に班を置く場合について準用する。

(準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。